令和８年度　玉村町保育関係施設利用案内

令和８年度の玉村町保育関係施設の利用申し込みを下記のとおり行います。
～利用申込書等の書類を記入する前に必ず読んでください～

◆利用の申し込み

・**申し込み期間**　**令和７年９月１日（月）～９月３０日（火）まで**

産休・育休・病休などの休暇明けで仕事に復帰するなど、令和８年度中での利用を希望する場合もこの期間にお申し込みください。なお、現在妊娠中で産休・育休を取得予定の方も申し込みできます。

上記申し込み期間終了後は、２次募集期間として１月９日（金）まで受け付けます。２次募集に申し込んだ場合の利用決定は、２月頃を予定しています。

※保護者の保育を必要とする証明書に不足等がある場合は受付できません。その他必要書類に不足等がある場合、利用調整の際、不利になることがあります。

・**受付場所**　**新規利用希望者　：　子ども育成課（役場３階）**
継続利用児童　：　利用施設

◆利用までの流れ（４月からの利用を希望する場合）・・予定ですので変更となる場合もあります。

認定申請 利用申込	認定申請書･利用申込書等の書類を子ども育成課または利用施設へ提出します（９月３０日まで）。利用できるクラスは、令和８年４月１日現在の年齢で決定されます。
↓ 書類の審査	提出書類により審査を行います。不備や不明な点は電話等による調査を行う場合があります。
↓ 利用調整	利用の可否は、申込順ではありません。 保護者が保育できない程度に応じて順位を決め、利用できる保育関係施設を選定します。希望者が多数の場合、勤務条件等により希望の施設を利用できない場合があります。
↓ 結果通知発送	利用の可否について通知書を発送します。（令和７年１２月上旬頃発送予定）
↓ 面接	新規利用児童の面接を保育所等にて行います（公立保育所では１２月１３･.２０日実施予定）。※私立保育所及び認定こども園等では、各施設より利用説明等の案内が発送される予定です。
↓ 利用決定	利用が決まった方には、認定通知書、利用承諾通知書を発送します。 （令和８年１月末頃発送予定）
↓ 書類提出	第２子以降無償化申請書等の書類は、子ども育成課に提出してください。 児童に関する書類も、各保育関係施設に提出していただきます。
↓ 用品購入	保育所等の利用に必要な物の販売があります。（※公立保育所では２月下旬～３月上旬実施予定。）お子さんと一緒にお越しください。
↓ 利用開始	利用者負担額（保育料）決定通知を発送します。（４月上旬）

問い合わせ先　　玉村町役場　子ども育成課
電　話　　０２７０－６４－７７１９（直通）
〒370-1192　群馬県佐波郡玉村町大字下新田２０１

◆各保育関係施設の位置

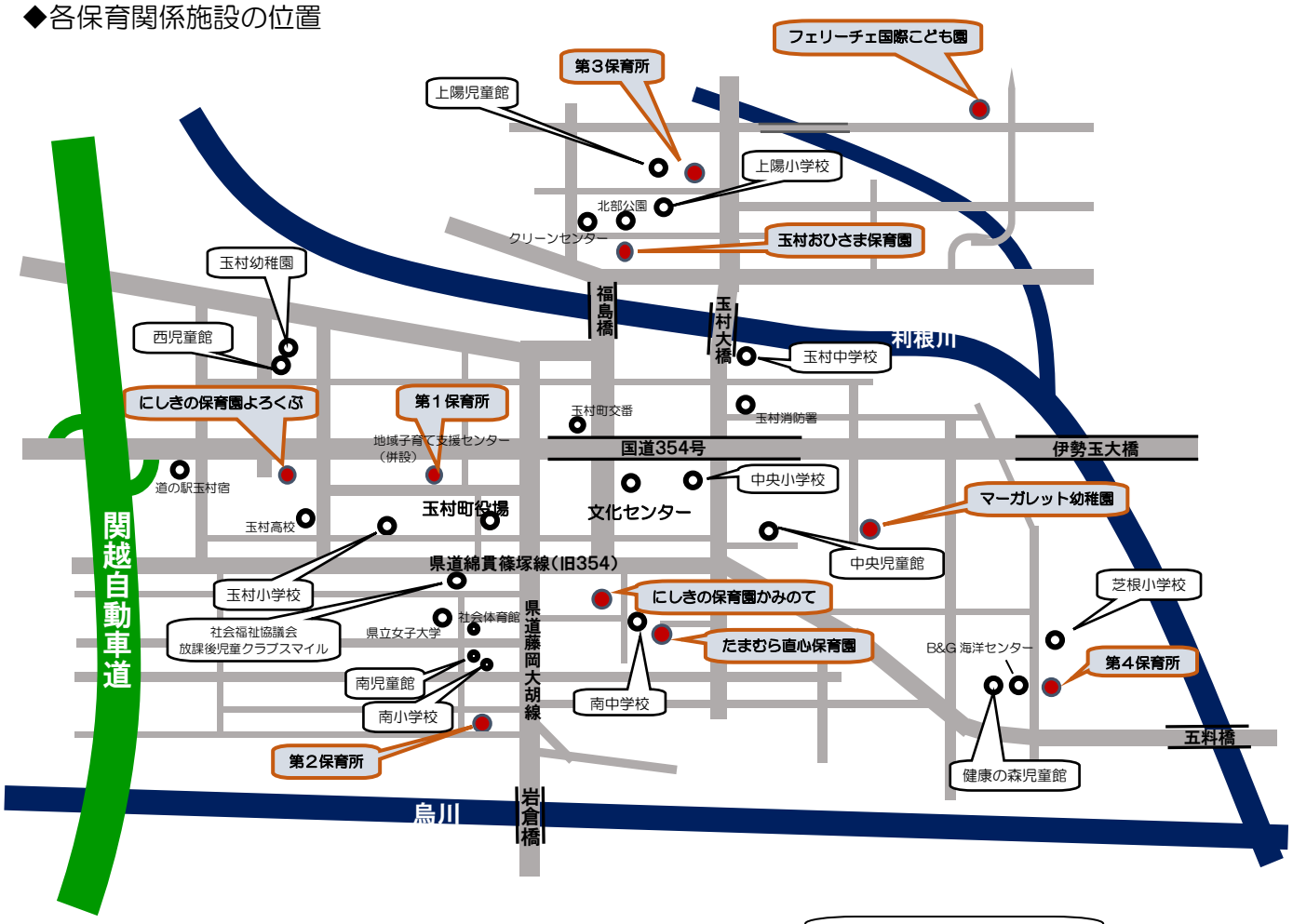

◆募集保育関係施設及び定員

８時００分～１７時００分

区分	保育関係施設名	定員	開所時間 平日開所時間 ()内は延長保育時間	開所時間 土曜日開所時間	休日保育	受入月齢	所在地	電話番号
公立保育所	第１保育所	220	７時００分～１９時００分（１８時～１９時）	７時００分～１３時００分		４か月目から	下新田176	65-2565
	第２保育所	140	７時３０分～１８時３０分	７時３０分～１３時００分			角渕5109	65-2566
	第３保育所	110	７時００分～１９時００分（１８時～１９時）	７時００分～１３時００分			樋越904	65-2567
	第４保育所	180	７時００分～１９時００分（１８時～１９時）	７時００分～１３時００分			飯倉70	65-2564
私立保育所	にしきの保育園かみのて	90	７時００分～１９時００分（１８時～１９時）	７時００分～１９時００分	○	３か月目から	上之手1619-5	75-1777
	にしきの保育園よろくぶ	90	７時００分～１９時００分（１８時～１９時）	７時００分～１９時００分	○		与六分134	75-4692
	玉村おひさま保育園	60	７時００分～１９時００分（１８時～１９時）	７時００分～１７時００分			上福島310-1	61-7337
	たまむら直心保育園	110	７時００分～１９時００分（７時～７時３０分、１８時３０分～１９時）	７時００分～１９時００分			後箇215-1	30-2115
認定こども園 私立	ﾌｪﾘｰﾁｪ国際こども園	60	７時３０分～１９時００分（１８時３０分～１９時）	７時３０分～１５時３０分		１２か月目から	飯塚328	75-6600
	認定こども園 マーガレット幼稚園	50	７時３０分～１８時３０分	７時３０分～１７時３０分			南玉758	65-2120

※認定こども園は保育認定のみの定員です。

※上記時間は開所時間であり、保育時間とは異なります。詳しくは、P７をご覧いただくか、利用希望施設にお問い合わせください。

保育関係施設について

保育所・認定こども園等をさします。

◆保育所とは

保護者が家庭において保育ができない場合、児童福祉法に基づき、児童の保護者に代わって保育することを目的としています。

そのため、小学校入学前の幼児教育のためや、集団生活に慣れさせるためなどの理由では利用の対象となりません。保護者の就労等により、家庭で保育できない児童が対象となります。

◆認定こども園とは

保育所と幼稚園の機能をあわせもち、保育と教育を一体的に提供し、地域における子育て支援を実施する施設です。

認定について

保育関係施設を利用申し込みする際には、保育の認定を受けることが必要となります。

認定区分	対象となる児童	利用できる施設等
１号認定 （教育標準認定）	保育を必要としない、満３歳以上の児童	・幼稚園・認定こども園（教育部分）
２号認定 （保育認定）	保育を必要とする、満３歳以上の児童	・保育所・認定こども園（保育部分）
３号認定 （保育認定）	保育を必要とする、満３歳未満の児童	・保育所・認定こども園（保育部分） ・地域型保育（※）

※地域型保育とは小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育のことをいいます。

利用基準

１．玉村町に居住し、住民登録している０～５歳児の児童であること。

※申込時に玉村町に住所がなくても、令和８年４月１日（産休・育休・病休などの休暇明けで年度途中入所の方は入所月の１日）までに玉村町に転入することが確実な方も申込可能です。

２．保護者が以下のいずれかの事情により、保育を必要とする状態であること。

（１）家庭外労働　　家庭の外で仕事をしている場合
（２）家庭内労働　　家庭で児童と離れて、日常の家事以外の仕事をしている場合
※（１）および（２）の要件は、週１３時間以上（実働）の就労が必要です。
（３）妊娠･出産　　出産の前後（出産予定月の前後２カ月）の場合
（４）疾病･障害　　病気、負傷、心身に障がいがある場合
（５）同居親族の介護等　長期にわたる病人や心身に障がいがある人がいるため、いつもその介護や看護にあたっている場合
（６）家庭の災害　　震災、風水害、火災などの災害復旧にあたっている場合
（７）求職活動　　求職活動（起業準備を含む）を行っている場合
（８）就学　　就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）をしている場合
（９）虐待･DV　　虐待やDVのおそれがある場合
（10）その他　　その他（町長が特別に認める場合など）

転入予定者の申込について

申込み時に玉村町に住所がない方でも、利用開始日（各月１日）までに玉村町に転入することが確実であれば、玉村町民として申し込むことが可能です。申込みには、玉村町への転入予定時期や転入先住所がわかる書類のご提出が必要です。利用調整においては玉村町民と同等の扱いとなります。

１．令和８年４月１日入所希望

１次募集または２次募集でお申し込みください。

利用開始日（令和８年４月１日）までに、転入のお手続きがお済みでない場合は、利用決定は取り消しとなります。

認定通知書・利用承諾通知書等は、転入後の送付となります。

２．令和８年５月１日以降入所希望

玉村町に転入後、産休・育休・病休などの休暇明けで仕事に復帰するなど、令和８年度中での利用を希望する場合は、１次募集又は２次募集でお申し込みください。

随時申込の場合は、入所希望月の前月の１５日（１５日が休日の場合は、その前の平日）までに申込書を玉村町役場子ども育成課にご提出ください。

利用開始日（各月１日）までに、転入のお手続きがお済みでない場合は、利用内定は取り消しとなります。

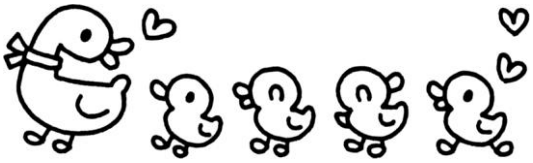

申し込みに必要な提出書類

1．**「保育関係施設利用申込書」**‥‥児童１人につき１枚提出してください。（記入例 P.１１～１２参照）

2．**「教育・保育給付認定申請書（兼現況届）」**‥‥児童１人につき１枚提出してください。
（記入例 P.１３～１４参照）

3．**保育を必要とする証明**（兄弟姉妹で利用申込する場合は、上の子に添付してください。）
保護者（父・母）分が必要です。

保護者等の状況	提　出　書　類	
就労・就労予定 （週 13 時間以上）	会社等に 勤務・内職	**「就労証明書」**勤務先で証明を受けてください。 ※出産予定のある方は「妊婦一般健康診査受診票のコピー」もしくは「母子手帳のコピー（母親の名前及び出産予定日が記載されているページ）」を添付してください。
	自営業･農業	**「就労証明書」**就労内容についてご自身でご記入し、就労内容が確認できる書類（開業届の控えや売上票など）を持参してください。 ※出産予定のある方は「妊婦一般健康診査受診票のコピー」もしくは「母子手帳のコピー（母親の名前及び出産予定日が記載されているページ）」を添付してください。
就労・就労予定 （週 13 時間未満）	**「保育を必要とする状況についての申立書」**（利用承諾期間は原則３カ月です） ※「就労証明書」を添付してください。	
求職中	**「保育を必要とする状況についての申立書」**（利用承諾期間は原則３カ月です） ※ハローワークカードのコピー等、求職活動状況の分かる書類を添付してください。 新規申込の方は不要です。	
妊娠・出産	**「保育を必要とする状況についての申立書」** ※「妊婦一般健康診査受診票のコピー」または「母子健康手帳のコピー（母親の名前および出産予定日が記載されているページ）」を添付してください。	
疾病・障がい	**「傷病証明書（本人用）」** ※医療機関で証明を受けてください。	
介護・看護	**「傷病証明書（介護用）」** ※医療機関で証明を受けてください。	
学生	**在学証明書**または**学生証の写し** ※職業訓練校等の場合は受講期間の記載されている通知等のコピー ※学校等の時間割表等のコピー	

※管外保育を希望の場合・・・**「管外保育希望理由書」**の提出が必要です。
※「保育を必要とする証明」に必要な書類は、玉村町のホームページからダウンロードできます。
※転入予定の方は、玉村町への転入予定時期や転入先住所がわかる書類のご提出が必要です。

個人番号の確認について　**重要**

新規申込の方は、教育・保育給付認定申請書（兼現況届）に児童、保護者及び同居人の個人番号を記入してください。また、申請保護者の個人番号については番号確認が必要になります。

★継続利用の場合・・・原則、記入は不要です。
世帯員が増えた場合は記入を依頼する場合があります。

★新規申込の場合・・・申請保護者の「番号確認書類」及び「本人確認書類」をお持ちください。
※申請保護者以外の人が申込書類を提出する際は、①申請保護者の「番号確認書類(コピー可)」②来庁者の「本人確認書類」③「委任状」が必要です。

番号確認書類（以下のうちいずれか１点）	本人確認書類（以下のうちいずれか１点）
・個人番号カード ・個人番号が記載された住民票の写し	・個人番号カード ・運転免許証等 （官公署から発行された顔写真付きの身分証明書） ・健康保険証等の顔写真のない身分証明書類を２つ以上

保育料等軽減のための書類・・・**後日、子ども育成課へ提出**してください。

以下の状況に該当する場合は、申請により保育料等が無償または軽減となります。申請の時期は改めてご案内いたします。（年明け１～２月頃予定）
※申請がなかった場合や、保育料算定に必要な情報が確認できない場合は、適用になりません。

内　容	条　件	提 出 書 類
第２子以降の保育料等無償化	児童が第２子以降であり、２人以上の子どもがいる場合	**「玉村町第２子以降保育料・副食費無償化適用申請書」**
幼稚園等に通っている世帯の保育料軽減	上の子が幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所、児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用している場合	**「保育料多子軽減適用申請書」**

利用について

◆利用の基準日について

産休・育休・病休・その他休暇明けで仕事に復職するため、**年度の途中からの利用を希望する場合も申請してください。**利用時期は、復職月から可能です。但し、復職日が 14 日以前であれば前月から申し込みができます。

復職日	利用可能月	例
１～１４日	前月または当月	復職日が７月１４日　→　６月又は７月から利用可能
１５～３１日	当月	復職日が７月１５日　→　７月から利用可能

※なお、利用決定後に元の職場に復職しないことが判明した場合には、利用決定を取り消すことがあります。
※保育所等の運営に影響が出る恐れがあるため、育児休業の延長等による入所月の変更は受け付けておりません。保育所利用決定後に、入所月に入所しない場合は入所決定は取り消しとなります。

◆保育時間について

家庭の就労状況に応じた保育の必要量により、「保育標準時間」と「保育短時間」の２区分に分かれます。利用可能時間・保育料等はそれぞれ違います。保育の必要量は、保育を必要とする証明の内容によって決定します。

「保育標準時間」・・・最長１１時間までの範囲内で必要な時間の利用が可能（就労の場合、週３０時間以上の勤務が必要）

「保育短時間」・・・・最長８時間までの範囲内で必要な時間の利用が可能（就労の場合、週１３時間以上週３０時間未満の勤務が必要）

※利用可能時間を超えた場合は、延長料金が発生します。

※延長保育をご希望の場合は、別途申請が必要となります（利用決定後、施設へ申請）。

※自宅での自営業の方、育児休業中の方は、原則、延長保育を利用できません。

※勤務時間や通勤時間の都合により常に送迎が間に合わない場合などには、就労時間が週３０時間未満の場合でも、保育標準時間を利用できる場合があります。

〇ならし保育・・・新規利用児童は集団生活に慣れるまで、短時間のならし保育をお願いしています。時間等は利用が決定した施設にご相談ください。
※利用開始前のならし保育はありません。

〇利用期間・・・・通常４月から３月までの１年間です。利用申込書は毎年提出していただきます。

◆利用者負担額（保育料）について

３歳児クラスから５歳児クラスの児童、市町村民税非課税世帯の０歳児クラスから２歳児クラスの児童の保育料は、無償化されています。保育料が無償化されましたが、３歳児クラスから５歳児クラスの副食費については、保護者負担となりましたので各保育関係施設に直接お支払いいただきます。

０歳児クラスから２歳児クラスの児童の保育料は、利用する児童の父母の市町村民税額の合計によって決定します（４月～８月は令和７年度市町村民税額、９月～３月は令和８年度市町村民税額により決定します）。ただし、父母の市町村民税額が非課税で同居の扶養義務者がいる場合は、同居の扶養義務者の市町村民税額により保育料を決定する場合があります。

なお、上記に関わらず、入所児童が第２子以降であれば、保育料または副食費無償化の対象になります。（市町村民税が未申告となっている等、保育料算定に必要となる情報が取得できない場合は最高額での算定となります。また、副食費無償化も適用されません。）

前期・後期利用者負担額算定基準

４月 ← 令和７年度市町村民税額 → ８月 ｜ ９月 ← 令和８年度市町村民税額 → ３月

毎月１日現在保育関係施設に在籍している場合は、その月１カ月分の保育料がかかります。保育関係施設に通所できない場合でも、在籍期間があれば、保育料がかかります。日割り計算はできませんので、月の途中の退所でも１カ月分の保育料を納めていただきます。

延長保育については、別途保育料がかかります。また、保育料以外の負担金として、保護者会費、絵本代などの費用を施設で集金することがあります。料金や支払方法などの詳細については各保育関係施設にお問い合わせください。

※平成２７年度から子ども・子育て支援新制度が始まり、保育料は父母の市町村民税額の合計で算定します。市町村民税額については町税務担当課へ照会させていただきます。転入された方は税額の確認ができないため、マイナンバー制度による情報連携を利用します。

◆保育所の保育料の口座振替について

保育所の保育料は、口座振替または納付書での支払いになります。口座振替の振替日は月末（土日の場合は翌営業日、１２月は２５日頃）になります。
口座振替を希望する場合、「口座振替依頼書」を下記の指定金融機関に提出していただく必要があります。「口座振替依頼書」は子ども育成課に用意してあります。
年度の途中からでも手続きをすれば口座振替に変更できます。
口座振替ができなかった場合（資金不足等）は、その月は納付書で納めていただきます。
認定こども園の保育料は施設に直接お支払いいただきます。

◎指定金融機関（各本・支店）……ゆうちょ銀行は指定されていません
群馬銀行・東和銀行・桐生信用金庫・高崎信用金庫・アイオー信用金庫
しののめ信用金庫・佐波伊勢崎農業協同組合・ぐんまみらい信用組合

◆求職中の方について

保護者が求職中を理由に保育関係施設を利用する場合、利用開始後、３カ月（90 日）以内に「就労証明書」を提出していただきます。
「就労証明書」の提出がなく、その明確な理由がないときは、保育認定基準を満たしていないので退所していただきます。

◆出産に伴う在所児（兄姉）の取り扱いについて

保育関係施設利用中に新生児を出産された場合、出産予定日から２カ月後の月末で出産の要件が終了します。翌月からの保護者の就労状況によって、利用されている児童について保育の実施を継続するか退所するかの確認をさせていただきます。

１．育児休業を取得する場合
出産時に兄姉が保育関係施設利用中…兄姉はクラス年齢にかかわらず継続利用が可能

※原則として、育児休業を取得する以前から就労を理由に利用されていた児童に限ります。
※出生児または母親の疾病や障がいなどにより、兄姉の保育が困難な場合は、子ども育成課へ相談してください。
※利用している保育関係施設が管外の場合は、その市町村の取り扱いによります。

２．上記１以外
出産後２カ月を経過した翌月から求職活動や就労する人については、在所児童は保育の実施を継続できますが、求職活動をする人は３カ月（90 日）以内に「就労証明書」を提出していただく必要があります。

◆転所（園）希望について

翌年度の申し込みの際、施設を変更して申し込んでください。
※転所希望の場合、新規利用希望者と同じ扱いとなりますので、利用調整の結果、現在利用している施設を継続利用できなくなる可能性があります。

◆管外保育について

保育関係施設は住所地（玉村町内）の施設を利用するのが基本ですので、町外の施設へ申し込みをするには管外保育の要件を満たすことが必要です。要件を満たす例として、玉村町の保育関係施設の利用では、開所時間内に送迎が間に合わない等の理由が必要です。

また、利用の可否が判明するのが、町内の保育関係施設を利用する場合より遅くなります（４月利用の場合は２月下旬～３月頃）。保育関係施設の所在地の住民が優先されますので、必ず利用できるとは限りません。詳しいことは子ども育成課へご相談ください。

◆必要な届出について

１．退所届‥‥以下の場合には「退所届」の提出が必要です。子ども育成課で手続きをしてください。

①町外への転出が決まった場合

転出日の属する月の月末まで利用が可能です。

転出先から玉村町内の保育関係施設を継続して利用を希望する場合は、転出先市町村の保育関係施設事務担当課にご相談ください。

②保育を必要とする事由が消滅した場合

・保護者が仕事等に従事せず、保育できる状態になった場合

・母親の出産により利用していたが、出産後２カ月を経過した場合

（育児休暇取得中は、この限りではありません。）

③長期間、休所を希望する場合

休所制度はありませんので、退所となります。

２．教育・保育給付認定変更申請書兼変更届

離婚・婚姻などによる世帯構成の変更、勤務先・勤務時間の変更、妊娠・出産した等、保育の認定事由の変更などがあった場合は、保育料や保育認定時間が変更になることがあります。子ども育成課または利用施設へご相談ください。

なお、変更内容が反映されるのは、手続きが完了した翌月からとなりますので、早めに手続きをお願いします。また、住所や保護者・児童の氏名が変わった場合も、手続きをお願いします。

３．その他‥‥確定申告、修正申告、更正請求などにより、市町村民税額が変更になった場合は、子ども育成課までご連絡ください。保育料が変更になる場合があります。

保育所クラス年齢について

保育関係施設は、４月１日現在の年齢でクラスや保育料が決定します。
令和８年度は下表のとおりとなります。

生　年　月　日	クラス年齢
令和　２年４月２日　～　令和　３年４月１日	５歳
令和　３年４月２日　～　令和　４年４月１日	４歳
令和　４年４月２日　～　令和　５年４月１日	３歳
令和　５年４月２日　～　令和　６年４月１日	２歳
令和　６年４月２日　～　令和　７年４月１日	１歳
令和　７年４月２日　～	０歳

玉村町保育料基準額表（令和7年度）

各月初日の教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分			保育料基準額（月額）	
階層区分	定義		3 号認定	
			保育標準時間	保育短時間
第 1	生活保護世帯		0 円	0 円
第 2	第1階層を除き、所得割課税額が 0 円の世帯	町民税非課税世帯	0 円	0 円
第 3		均等割課税世帯	5,800 円	5,700 円
第 4	第1階層を除き、所得割課税額が 0 円以外の世帯 ※町民税所得割の額により区分	12,100 円未満	7,300 円	7,100 円
第 5		12,100 円以上 24,200 円未満	8,400 円	8,200 円
第 6		24,200 円以上 36,400 円未満	9,500 円	9,300 円
第 7		36,400 円以上 48,600 円未満	11,100 円	10,900 円
第 8		48,600 円以上 64,700 円未満	13,000 円	12,700 円
第 9		64,700 円以上 80,800 円未満	16,000 円	15,700 円
第 10		80,800 円以上 97,000 円未満	19,000 円	18,600 円
第 11		97,000 円以上 121,000 円未満	23,000 円	22,600 円
第 12		121,000 円以上 145,000 円未満	28,000 円	27,500 円
第 13		145,000 円以上 169,000 円未満	33,000 円	32,400 円
第 14		169,000 円以上 202,000 円未満	38,000 円	37,300 円
第 15		202,000 円以上 235,000 円未満	39,000 円	38,300 円
第 16		235,000 円以上 268,000 円未満	40,000 円	39,300 円
第 17		268,000 円以上 301,000 円未満	41,000 円	40,300 円
第 18		301,000 円以上 349,000 円未満	42,000 円	41,200 円
第 19		349,000 円以上 397,000 円未満	42,500 円	41,700 円
第 20		397,000 円以上	43,000 円	42,200 円

※小学校就学前の子どもに限らず2人以上の子どもがいる場合、第2子以降の保育料は0円とする。ただし、保育料に滞納がある場合には、上記表及び下記の基準に基づき算定された保育料を賦課する。
※小学校就学前の子どもについて、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目の保育料は半額、3人目以降の保育料は0円とする。
※認定子どもの属する世帯が、第3階層～第8階層（町民税所得割額 57,700 円未満に限る）である場合、生計を一にする子どもについて、最年長の子どもから順に第2子の保育料は半額、第3子以降の保育料は0円とする。
※認定子どもの属する世帯が、第3～7階層でひとり親世帯等の場合、保育料を 1,000 円軽減し、さらに半額とする。
※認定子どもの属する世帯が、第8階層及び第9階層（町民税所得割額 77,101 円未満に限る）でひとり親世帯等の場合、保育料を半額とする。
※認定子どもの属する世帯が、第3～9階層（町民税所得割額 77,101 円未満に限る）でひとり親世帯等の場合、生計を一にする子どもについて、最年長の子どもから順に第2子以降の保育料は0円とする。
※満3歳の誕生日の前日に2号の認定を受けた児童については、当該年度においては3号認定の区分を適用する。
※4～8月の保育料は前年度分、9～翌年3月の保育料は当該年度分の父母（状況により扶養義務者含む）の所得割課税額及び均等割課税状況により決定する。
※所得割の額は、税額控除（調整控除を除く）前の税額により決定する。